

群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部と育英大学・育英短期大学との 大学間連携について

この協定は本学と育英大学が包括的な連携のもと、相互の大学・短期大学の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携、国際交流、教職員の資質向上等の各方面にわたって広く協力し、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的として令和4年6月23日に協定を締結いたしました。

連携内容は以下の通り。

1. 教育・研究の連携に関する事
2. 学生間の交流に関する事
3. 教職員の人材育成、相互交流に関する事
4. 単位互換及び学生の教育研究指導に関する事
5. 学生の受入れに関する事
6. 地域社会への貢献及び国内外の機関との連携に関する事
7. 大学施設・設備の相互利用に関する事
8. その他両大学が必要と認める事項



群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部と育英大学・育英短期大学との
大学間連携に関する協定書

群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部(以下「甲」という。)と育英大学・育英短期大学(以下「乙」という。)は、相互の連携を重視し、両者のもつ優れた教育、研究、地域社会との情報を共有する機会を設け、相互に協力して活用することにより、両大学及び短期大学の一層の発展に資することを目的として次のとおり大学間連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互の大学・短期大学の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携、国際交流、教職員の資質向上等の各方面にわたって広く協力し、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携、協力するものとする。

- (1) 教育・研究の連携に関すること。
- (2) 学生間の交流に関すること。
- (3) 教職員の人材育成、相互交流に関すること。
- (4) 単位互換及び学生の教育・研究指導に関すること。
- (5) 学生の受入れに関すること。
- (6) 地域社会への貢献及び国内外の機関との連携に関すること。
- (7) 大学施設・設備の相互利用に関すること。
- (8) その他甲及び乙が必要と認める事項。

(連携協力に係る協議)

第3条 甲及び乙は、連携協力事項を推進するため、事項ごとに具体的な実施方法を双方の担当部署において協議の上、実施するものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本協定の有効期間内及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議により、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年 6月23日

(甲) 群馬県前橋市川曲町191番地1

学校法人 昌賢学園 群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部

学長

鈴木利定



(乙) 群馬県高崎市京目町1656-1

学校法人 群馬育英学園 育英大学・育英短期大学

学長

石井 肇

